

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則

(平成 28 年 3 月 15 日 規則第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 28 年第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用の公正の確保)

第 2 条 管理者は、条例第 2 条の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

(人事に関する辞令書の交付)

第 3 条 管理者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事に関する辞令書（以下この条において「辞令書」という。）を交付しなければならない。ただし、第 3 号に掲げる場合のうち、辞令書の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

(1) 任期付職員（条例第 2 条の規定により任期を定めて採用された一般職の職員をいう。以下同じ。）を採用した場合

(2) 任期付職員の任期を更新した場合

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。